

REP-2023-00586

令和 5 年 10 月 10 日

原子力規制委員会 原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目 3 番 1 号
株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
代表取締役 山崎 肇

原子力事業者防災業務計画の読み替えについて

弊社より令和 5 年 10 月 3 日付けで届け出ました原子力事業者防災業務計画について、関係機関の名称変更に伴い、添付資料のとおり読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更の扱いとして、次回修正までの期間については、添付資料のとおり読み替える運用と致しますので、ご連絡申し上げます。

添付資料：原子力事業者防災業務計画 読み替え表

以上

原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>別図第2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>国土交通省原子力災害の総合窓口 国土交通省 自動車局環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>事象発生場所を所管する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を所管する市町村長</p> <p>横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課</p> <p>事象発生場所を所管する警察本部</p> <p>事象発生場所を所管する消防本部</p> <p>事象発生場所を所管する海上保安本部 (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課</p> <p>横須賀市 消防局 指令課</p> <p>事象発生場所を所管する経済産業局</p> <p>凡例： : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認) : その他関係機関 (ファクシミリの送信)</p>	<p>別図第2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p>事業所外運搬責任者</p> <p>原子力防災管理者</p> <p>内閣府 (内閣総理大臣)</p> <p>原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室</p> <p>国土交通省 (国土交通大臣)</p> <p>国土交通省原子力災害の総合窓口 国土交通省 物流・自動車局車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>事象発生場所を所管する都道府県知事</p> <p>事象発生場所を所管する市町村長</p> <p>横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官)</p> <p>内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付)</p> <p>内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター)</p> <p>内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付</p> <p>経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課</p> <p>事象発生場所を所管する警察本部</p> <p>事象発生場所を所管する消防本部</p> <p>事象発生場所を所管する海上保安本部 (事象発生場所が海上の場合)</p> <p>神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課</p> <p>横須賀市 消防局 指令課</p> <p>事象発生場所を所管する経済産業局</p> <p>凡例： : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ着信の確認) : その他関係機関 (ファクシミリの送信)</p>	

原子力事業者防災業務計画 読み替え表

読替処置前	読替処置後	備考
<p>別図第2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬で事象が発生した場合の報告経路</p> <p>情報・連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 又は原子力災害警戒本部 ※ 又は原子力災害対策本部 ※ 国土交通省 (国土交通大臣) 国土交通省原子力災害の総合窓口 国土交通省 自動車局環境政策課 (事象発生場所が陸上の場合) 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 事象発生場所を所管する都道府県知事 事象発生場所を所管する市町村長 横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 又はオフサイトセンター 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) 内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課 事象発生場所を所管する警察本部 事象発生場所を所管する消防本部 事象発生場所を所管する海上保安本部 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 横須賀市 消防局 指令課 事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する市町村長 災害対策本部 ※ 事象発生場所を所管する経済産業局 <p>凡例： : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ送信の確認) : その他関係機関 (ファクシミリ送信) ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。</p>	<p>別図第2-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の報告経路 (2/2)</p> <p>(2) 事業所外運搬で事象が発生した場合の報告経路</p> <p>情報・連絡班</p> <ul style="list-style-type: none"> 内閣府 (内閣総理大臣) 原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室 又は原子力災害警戒本部 ※ 又は原子力災害対策本部 ※ 国土交通省 (国土交通大臣) 国土交通省原子力災害の総合窓口 国土交通省 物流・自動車局車両基準・国際課 (事象発生場所が陸上の場合) 国土交通省海事局検査測度課 (事象発生場所が海上の場合) 事象発生場所を所管する都道府県知事 事象発生場所を所管する市町村長 横須賀原子力規制事務所 (原子力防災専門官) 又はオフサイトセンター 内閣官房 (内閣官房副長官補 (事態対処・危機管理担当) 付) 内閣官房 内閣情報調査室 (内閣情報集約センター) 内閣府 政策統括官 (原子力防災担当) 付 参事官 (総括担当) 付 経済産業省 資源エネルギー庁 核燃料サイクル産業課 事象発生場所を所管する警察本部 事象発生場所を所管する消防本部 事象発生場所を所管する海上保安本部 神奈川県くらし安全防災局防災部危機管理防災課 横須賀市 消防局 指令課 事象発生場所を管轄する都道府県 災害対策本部 ※ 事象発生場所を管轄する市町村長 災害対策本部 ※ 事象発生場所を所管する経済産業局 <p>凡例： : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の報告先等 (ファクシミリ送信及び電話によるファクシミリ送信の確認) : その他関係機関 (ファクシミリ送信) ※ : 災害対策本部が設置されている場合に限る。</p>	